

# 野々市市学童野球連盟規約

野々市町学童野球連盟規約（昭和57年4月1日施行）の全部を改正する。

（名称）

第1条 本会は、野々市市学童野球連盟（以下「連盟」という。）と称する。

（事務局）

第2条 連盟の事務局を、事務局長宅に置く。

（目的）

第3条 連盟は、軟式野球を通して、市内の小学校児童の健全な心身の育成、体位向上及びスポーツ活動への参加に寄与し、もって学童野球の振興を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学童野球大会の開催
- 2) 学童野球の普及振興及び技術力の向上
- 3) 児童の健全育成と安全対策の確立
- 4) 関係機関との連携と協力
- 5) その他必要な事項

（組織）

第5条 連盟は、野々市市における小学校区で組織された1校区1チームの学童野球クラブ（以下「クラブ」という。）をもって組織する。

（登録）

第6条 各クラブは、毎年、連盟が定める日までに、所定の次年度登録申請書を連盟に提出し、加入承認を得なければならない。その際、20歳以上の監督、コーチ及びクラブ代表者も併せて登録しなければならない。尚、1クラブに1名以上のJSBB公認コーチ資格又はこれに準ずる資格の保有者を置き、本登録時に資格者証の写しを提出するものとする。又、全クラブ員は、不慮の事故に備えて、スポーツ傷害保険に加入していなければならない。

- 2 年度途中における選手の追加登録は、各大会の抽選日において連盟登録することとし、当該大会からの出場を認める。
- 3 連盟及びクラブは、必然的に、石川県野球協会学童部（石川県学童野球連盟（以下「県連盟」という。））に所属するものとする。

（役員）

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
事務局長	1名

事務局次長	1名
運営委員長	1名
副運営委員長	1名
会計	1名
理事	若干名
審判部長	1名

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、理事を代表し、会務を総括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 事務局長は、連盟の事務を執行し、理事長及び副理事長を補佐する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、連盟の事務を執行する。
- 7 運営委員長は、運営委員を総括し、大会運営を執行する。
- 8 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、大会運営を執行する。
- 9 会計は、会計事務を執行する。
- 10 理事は、連盟の主要事項を審議すると共に、場合により連盟事業に従事し、役員を補佐する。
- 11 審判部長は、大会の審判を総括する。

(役員を選出)

第9条 各クラブは、連盟に対し、3名以上の理事を推挙するものとする。

- 2 役員は、理事の互選により、理事会において選出する。
- 3 前項の場合において、審判部長は、所定の公認審判講習を履歴した者でなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 年度途中において、理事を交替する場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(審判部)

第11条 連盟に、各クラブから選出された2名以上の有志者をもって審判部を設け、試合の審判をつかさどる。

- 2 審判部に属する者は、所定の講習を受けなければならない。

(会議)

第12条 連盟の会議は、総会、理事会、拡大理事会、執行役員会及び運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、連盟の最高決議機関であり、役員、運営委員、各クラブの監督・コーチ及び代表者で構成し、連盟の事業運営に関する審議事項を審査し、承認する。

- 2 総会の審議事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

3 総会の議長は、出席者の中から、会長が指名する。

(理事会)

第14条 理事会は、役員で構成し、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- 2) 予算・決算に関すること。
- 3) 規約の改正に関すること。
- 4) 登録クラブの審査及び承認に関すること。
- 5) 役員の選出及び補充に関すること。
- 6) 表彰に関すること。
- 7) その他連盟運営に必要な事項に関すること。

2 理事会は、理事長が招集し、会議の議長となる。

(拡大理事会)

第15条 拡大理事会は、役員及び各クラブの監督で構成し、第4条に掲げる事項について意見を徴し、大会運営の参考とするものとする。

(執行役員会)

第16条 執行役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、運営委員長、副運営委員長、会計、審判部長で構成し、連盟が関連する各事業を執行する。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、役員及び各クラブ2名の運営委員で構成し、各大会の進行審議と進行をつかさどる。

(顧問及び参与)

第18条 連盟は、必要に応じて、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、各会議等の要請により、会議に出席し、助言できるものとする。

(大会の実施)

第19条 連盟が主催又は主管する大会の実施にあつては、連盟大会開催要項により実施するものとし、これを遵守しなければならない。

(その他遵守事項)

第20条 前条に規定するもののほか、クラブは、県連盟や野々市市スポーツ少年団が規定する、又は決議した事項を遵守しなければならない。

2 原則として、連盟が主催又は主管する行事開催日のクラブ単独行事の執行や参加は、これを認めない。

(会計)

第21条 連盟の会計は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年間登録料(1クラブにつき年額30,000円)及び年間所定の大会参加費(1大会につき7,000円)とする。

3 年間所定の大会以外の大会又は事業を実施する場合、別途、参加費又は負担金を徴することができる。

(会計監査)

第22条 連盟の会計を監査するため、監査委員2名を置く。

2 監査委員は、毎年度末に連盟の会計を監査し、総会において、その結果を報告しなければならない。

(会計年度)

第23条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(罰則)

第24条 連盟は、クラブ関係者が規約等に違反し、又は目にあまる行為があった場合、理事会において、その行為について審査し、処分することができる。この場合、クラブ関係者に審査以前に理事会で弁明する機会を与えるものとする。

2 前項の処分は、次のとおりとする。

- 1) 嚴重注意
- 2) クラブ代表者、監督の謹慎処分
- 3) 除名
- 4) その他、必要な処分

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が、理事会に諮って、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。